

環境部における随意契約の実績 (令和2年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	環境保全課	航空機騒音自動監視測定装置(新城局)再設置委託業務	令和3年3月8日	1,607,430	日本音響エンジニアリング株式会社	東京都墨田区緑1-21-10	第167条の2 第1項第2号	本県が設置している航空機騒音低周波音監視測定オンラインシステムは、日本音響エンジニアリング(株)の特許製品で構成されていることから、機器の取り扱い等同社のみが有する特殊な技術を要するため。	特命随意契約
2	環境保全課	令和3年度沖縄県大気測定局テレメータシステム保守管理業務委託	令和3年3月3日	1,760,000	環境計測(株)	京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地	第167条の2 第1項第2号	現在稼働している「大気測定局テレメータシステム」の納品業者であり、同システムの中核となる装置のメーカーでもあることから、問題が発生した場合、適切、的確な対応ができるため、随意契約を締結した。	特命随意契約 長期継続契約
3	環境整備課	令和2年度多良間村海岸漂着物回収処理調査委託業務	令和3年2月10日	4,642,000	日本エヌ・ユー・エス株式会社・株式会社沖縄環境保全研究所 共同企業体 ①日本エヌ・ユー・エス株式会社 ②株式会社沖縄環境保全研究所	①東京都新宿区西新宿7丁目5番25号 ②うるま市字州崎7番地11	第167条の2 第1項第2号	当該業務に関しては、契約相手は市町村事業として同村内で回収や調査、環境教育業務等を複数年実施してきた実績を持ち、村や地域住民と調整を重ねてきた経緯があり、村内の海岸漂着物に関する当該業務の内容について熟知している。また、宮古圏域において県の海岸漂着物に係るモニタリング調査等の委託業務を複数年受託してきた中で宮古圏域全体の海岸漂着物処理に精通しており、作業員の確保、回収した漂着物の調査、宮古島への運搬・処分に至るまでの全ての工程において総合的なコーディネートを行える唯一の事業者であったため。	特命随意契約
4	動物愛護管理センター	譲渡推進棟の飼養管理及び維持管理に関する業務委託	令和3年3月26日	9,385,000	(一社)Cloud9	北谷町桑江350番地21	第167条の2 第1項第2号	業務内容が特殊性(譲渡対象犬猫及び傷病鳥獣等の飼養管理、譲渡推進棟内外の清掃消毒及び維持管理)を有しているため、プロポーザル方式により公募を行ったところ2者から応募があった。参加要件を満たし、契約目的に適していることから契約の相手方として選定した。	長期継続契約